

平成27年11月16日

答申第632号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「①平成25年度大卒職員の書類応募者数、②17年度以降、応募者数が減っている要因および25年度に実施した対策」について開示の求めがあった。

NHKは、②のうち「25年度に実施した対策」については開示したが、①については、開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがありNHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項1号に該当するため、②のうち「17年度以降、応募者数が減っている要因」については文書が存在しないため、いずれも開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書のうち、①は規程第8条1項1号の不開示情報に該当するため、②のうちの応募者数が減っている要因に係る文書は存在しないため、いずれも開示することができない。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書のうち、平成25年度の職員募集の応募者数は規程第8条1項1号の不開示情報に該当するため、応募者数が減っている要因に係る文書は存在しないため、いずれも不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成27年11月16日（第228回審議委員会）

第646号諮問、審議、答申